



## 核兵器廃絶！原発なくせ！

### 2019あいち平和行進のご案内

6月8日(土)と10日(月)に毎年恒例の愛知平和行進が清須市と豊山町で行われます。

8日(土)の豊山コースは、午前10時に豊山町役場に集合し、集会後に春日井市の美濃町公民館に向けて行進を行います。公民館までは5キロくらいの距離で、およそ2時間をかけて行進します。

一方、10日は、名古屋市役所を出発し、昼前に清須市役所に到着、その後、清洲城・春日庁舎を経て西春駅西公園まで行進をします。



西春駅には、夕方4時30分頃に到着予定となっています。

広島・長崎に原爆が投下されてから74年が経過しようとしています。世界で唯一の被爆国として日本は核兵器廃絶にむけ、しっかりと責任を果たすべきです。核兵器のない世界実現をアピールするために平和行進に参加し、一緒に核廃絶を訴えましょう。事前の参加申し込みなどは不要です。当日の飛び込み参加でもOKですので、積極的に参加しましょう。



## 税金の払い忘れはありませんか？

### 払えない場合は「納税の猶予」申請を

5月は税金の納付が多い月です。納付忘れはありませんか？連休明けに届いた自動車税・軽自動車税の納付期限は、5月31日(金)となっています。期限内に納付をしないと延滞税が発生したり、督促状が届いたりしますので、仮に忘れていたようであれば、すぐにでも納付するようにして下さい。

また、個人事業主の方で、今年の確定申告で申告書を提出した際、延納の申請(2回に分けて所得税を支払うこと)をした場合の2回目の納付期限も5月31日です。税務署から納付書が届いているはずですので、こちらも納付をしたか確認しましょう。「商売がうまくいっておらず、支払うことができない」といって放置するのはやめて下さい。どうしても納付期限までに納税することができない場合は、「納税猶予制度」を利用しましょう。

納税者からの申請型の猶予制度が利用できるのは、納付期限から6ヶ月以内となっています。申請が認められれば、延滞税を軽減することができ、納付する税金を抑えることができます。しかし、申請には、申請書の記載とあわせ、一括で支払うことができない根拠を示すこと(収支の明細の添付)が必要となり、どうしたら生活の実態を理解してもらえるのか、頭を悩ますところです。民商は、そんな悩み事を“集まって、話し合い、相談する場”です。納税のことで悩んだら、まずは近隣の役員または民商事務所まで相談しましょう。



## 婦人部物資『小豆島産そうめん』 価格改定のお知らせ

日頃より、婦人部の物資販売にご協力いただき、ありがとうございます。先日、毎年恒例の物資である小豆島産そうめんについて、仕入先より値上げしますとの連絡がありました。これまでは、値上げがあっても価格を据え置いて皆様に還元しておりましたが、今回の値上げで

これまでの価格維持が厳しくなりましたので、やむを得ず、販売価格を変更いたします。ご理解の程、よろしくお願い致します。

◇小豆島産そうめん◇

1.0kg化粧箱入 1,100円⇒1,400円

1.8kg化粧箱入 1,800円⇒2,200円

民商のなんでも相談 税金・融資・労働保険・税金滞納など…… いますぐお電話でご予約を

会費は15日までに事務所に届けてください 月初めの集金にご協力を ~会計 正岡修~